

第 107 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

権利の根拠		放棄する権利		理由
種類	貸付年度	内訳	金額等	
中小 企業 振興 資金 貸付 債権	昭和59年度	未償還元金	16,964,576円	貸付けの法人 が事業を休止し 差押える財産が なく、連帯保証 人の死亡及び相 続人の不存並 びに破産並びに 著しい生活の困 窮により今後回 収の見込みがな いため。
		その他	未償還元金に係る違約金の請求権	
	平成元年度	未償還元金	9,046,471円	
利息		7,195,608円		
その他		未償還元金に係る違約金の請求権		

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。